

# 鷹栖町議会における「議員報酬と議員定数」のあり方最終報告

## 1. 若干の情勢 【共通事項】

昨年の町議会議員選挙においては、新人議員5人が当選したものの3期連続無投票となりました。町民皆様に対して、議会の在り方など説明責任を果たさなければならないと考えています。特に、議員定数および議員報酬は関心が高いと感じています。

## 2. 議会の役割と町民（有権者）が求めていること（総論） 【共通事項】

### (1) 議会の役割（一般論）

議員必携など議会関連の書物では議会の役割を次のように規定しています。

一つ目は、議会は地方自治体の意思決定機関であり、具体的には予算や補正などを決議することである。

二つ目は、地方自治体の行政執行の監視であり、決算認定である。

三つ目は、政策提言や意見書の提出などの意見表明である。

いずれも住民の意思の代表者として、住民の福祉の向上につなげなければならない。

### (2) 鷹栖町議会の役割(定義)

鷹栖町議会は、議場にて「予算・補正の決議」および「決算認定」を適正に審議するとともに、「政策提言等」など発議し、住民の福祉の向上につなげなければならない。

あわせて、「開かれた議会」活動をすることにより、町民皆様の関心をさらに高めていきます。ただし、「議会・議員に関心がない人」がいることも否定できません。議会に関心を持たせるための活動は、これまで以上に取り組まなければなりません。

### (3) 鷹栖町議会の具体的な取組み

- ① 「議会・議員のあり方」への関心を高めるよう取り組みます。（傍聴チラシなど）
- ② 関心が高まった後は、「議会・議員のあり方」への理解が深めるよう取り組みます。（傍聴者用ガイドブック）
- ③ 傍聴者の議会参加に取り組みます。（一般質問通信簿、ニコちゃんシール）
- ④ 様々な取り組みの結果として議会傍聴者の増加を目指します。

**平日議会10人以上 休日議会20人以上**

- ⑤ 議員は、住民の意思の代表者として傍聴者を意識して発言するよう心がけます。
- ⑥ 議会傍聴者の増加の成果として、議員のなり手育成につなげ、来期（R5）の投票選挙を目指します。
- ⑦ 「議会・議員に関心がない人」に対して、議会に関心を持たせるための活動に取り組みます。（傍聴チラシ、新聞ほかメディアへの露出）

### 3. 「議員報酬と議員定数」に対する基本的な考え方

#### (1) 総論 【共通事項】

議員定数・議員報酬・選挙の有無の因果関係は、参考文献から読み取れます。

議員報酬（円）	投票議会		無投票議会	
	議会数	(%)	議会数	(%)
264,000以上	83	11.3	10	5.2
243,400以上～264,000未満	82	11.1	10	5.2
232,000以上～243,400未満	83	11.3	14	7.3
224,000以上～232,000未満	75	10.2	16	8.4
212,000以上～224,000未満	82	11.1	11	5.8
200,000以上～212,000未満	90	12.2	16	8.4
189,000以上～200,000未満	58	7.9	23	12.0
176,000以上～189,000未満	67	9.1	23	12.0
163,000以上～176,000未満	59	8.0	34	17.8
163,000未満	57	7.7	34	17.8

職名	人口別段階平均報酬月額	
	5000人未満	5000～10000人未満
議長	252,214	283,908
副議長	200,356	229,809
議員	178,270	207,575
常任委員長	185,325	213,383
町村長	668,334	710,936

報酬と投票の有無は上記のとおり関連があり、報酬が低いほど無投票は多くなるという結果になっています。また、人口が少ない自治体の報酬が低いという結果にもなっています。

	2007年	2011年	2015年
平均議員定数	12.6	11.8	11.5
無投票割合	13.2	20.2	21.8

上記のとおり、議員定数の削減と無投票は反比例の関係にあり、議員定数削減は無投票の解消に結び付きません。

定数削減により当選に必要な最低得票数が上がるため、立候補しづらい環境になるためと思われます（別紙1「鷹栖町議会議員模擬選挙」参照）。

議会の役割は記載したとおり、選挙することが議会の目的ではありません。しかし、議会にとって、有権者にとって、選挙があることが望ましいのは事実ですので、その視点からも議員報酬と議員定数を議論する必要があります。

また、町民からは議会・議員活動が見えないという声を聴きます。「議会・議員活動の見える化」に取り組む必要があります。

なお、議員なり手不足の要因は次のとおりとされています。

①ならない要因：議会・議員に魅力がない、報酬が低い

②なれない要因：地域力の低下→「みこしに乗る人」「みこしを担ぐ人」がいない。

よって、今後も議会活性化に取り組み、議会・議員への魅力を生み出すとともに、このような活動を通じて、地域の活性化も目指します。

## (2) 議員報酬

### ①基本的な考え方

参考文献によると、「議会活動は、従来よりも多様化し、活動量も増加しており、適応する報酬が必要である」と記載されています。また、「議員報酬アップは、議会力アップの条件です。」とも記載されています。

議員のなり手対策および議員選挙を踏まえると議員報酬は20万円以上が望ましいと考えます。

### ②改定報酬額

上川中央部の議員報酬を比較しますと、本町議会は平均よりやや低い位置にあります。また上川管内の人口規模の類似議会(当麻町など)と比較しますと、本町議会は中間ぐらいに位置しています。

全国町村議会のデータによれば無投票になる可能性の高い報酬であり、報酬額自体も下位に位置しています。

参考文献によりますと、報酬改定の積算は、次のパターンが想定されます。

### ①原価方式、②比較方式(近隣比較)、③収益方式(成果重視)

最近の報酬改定した議会は①原価方式を採用しています。

道内では、福島町議会、浦幌町議会、芽室町議会が①原価方式により積算し報酬アップを図っています。

本町議会も①原価方式にて積算してみました。

※報酬＝役務の対価 「議員活動：町長活動＝議員報酬：町長給与」

①原価方式にて積算した結果は次のとおりです。

現行報酬

町長 730千円

議長 250千円

議員 165千円

自治体名	議員報酬
鷹 栖	165,000
当 麻	170,000
比 布	163,000
愛 別	158,000
上 川	179,800
東神楽	168,000
東 川	176,000
美 瑛	200,000
上川管内平均	165,600

活動実態に基づく積算（2019.1.1～2019.12.31）

町長1437時間 議長481時間 議員206時間

議長 町長の給与33.5% 244千円

議員 町長の給与14.3% 105千円

上記活動時間は公務時間に限り、議員個人の活動時間は含みません。

ただし、議員には、議員活動に付随した活動（本会議案の考察、一般質問の調査研究など）・地域活動などのその他活動（公務外時間）があります。

参考文献によると、公務外時間30日/年とも45日/年とも言われています。

議員の公務外時間を加算すると年間400時間を超え、議員報酬は20万円以上になります。

今後は、「①基本的な考え方」を踏まえ、報酬額20万円以上を目指すため、公務外時間も含めた議員活動の見える化に取り組みます。なお、「①原価方式」により積算結果は出ていますが、議員のなり手不足を踏まえると、現行報酬を下回ることはいないため、**現行報酬維持**が適当と考えます。

### （3）議会定数

#### ①基本的な考え方

「鷹栖町議会の役割」にて議案を「適正に審議する」と記載しました。「適正な審議」には議員間討議が必要です。議員は住民の意思の代表者ですから、議員間討議は**多様性のある議論**でなければなりません。

ただし多様性の範囲（議員定数）を規定する必要があります。

参考文献によると、「中山間議員が2・3人配置する必要性がある」、「常任委員会 は7・8人が最低人数です」と記載されています。また、参考文献によると、「機動性のある議会＝少数精鋭（行政の理論）←少数が精鋭という保証はない」とも記載されています。※本町議会は総務文教常任委員会・経済福祉常任委員会が該当します。

本町は、定数削減した2007年には選挙がありましたが、それ以後3期連続無投票となりましたので、安易な定数削減はできないと考えます。

#### ②議員定数

多様性のある議論、中山間議員2～3の配置、総務文教常任委員会・経済福祉常任委員会＝2委員会を踏まえ、**議員定数は現行の12人を維持**します。

参考文献によると、「中山間議員2・3人」ですが、本町の歴史を踏まえると、市街地を除く5地区が望ましいと考えます。

また、参考文献によると、「常任委員会7・8人」であり、本町に当てはめると2委員会×7人＝14人となりますが、現行通り1常任委員会6人とします。

多様性のある議論を目指すため、住民の代表である12人の議員が、有権者皆さんの意思をくみ取る必要があります。

そのためには、「地域を語ろう会」など直接住民と話す活動、ZOOMなどオンラインミーティング、議員個人のSNSの活用など、様々な活動を展開していきます。

町民の半数は女性です。多様性のある議論を目指すため、女性議員は二人以上が望ましいと考えます。

なお、直近3回の選挙における議員一人当たりの有権者数は次のとおりです。

400人未満になるまでは定数削減の議論は必要ないと考えます。

選挙年	有権者数(A)	投票数	定数(B)	A/B
1995	5,437	4,863	18	302
1999	5,732	5,047	18	318
2003	6,006	無投票	16	375
2007	6,131	5,082	12	511
2021	5,693		12	474

## 別紙Ⅰ 鷹栖町議会議員模擬選挙

前回選挙2007年の選挙データをもとに、2021年4月1日現在の人口により模擬選挙を試みました。模擬選挙の条件は次のとおりです。

- ①有権者は18歳以上としました。
- ②北野市街地の得票率 80%
- ③鷹栖北町内会 80%
- ④鷹栖南町内会 75%
- ④シンフォニー・ハーモニー町内会 75%
- ⑤その他地域 90%
- ⑥前回選挙同様に無効票を加味しています。

	2007	2021
有権者数	6,131	5,693
投票者数	5,082	4,671
投票率	82.89%	82.05%

	2007	2021-1	2021-2	2021-3
得票数1	570	524	545	575
得票数2	528	486	510	530
得票数3	382	352	370	385
得票数4	364	335	350	370
得票数5	362	333	345	365
得票数6	350	322	335	355
得票数7	330	304	320	335
得票数8	314	289	300	320
得票数9	298	274	290	310
得票数10	298	274	285	300
得票数11	277	255	265	280
得票数12	259	239	250	265
得票数13	256	236	245	260
得票数14	235	216	225	
得票数15	211	194		
	5,034	4,633	4,635	4,650

3期連続無投票を踏まえると、立候補者数は、13人が適当と考えます。

「2021-3」の模擬選挙結果をみますと、定数12人の場合の最低当選ラインは**265票**となり、定数11人の場合の最低当選ラインは**280票**となります。

このことから、定数削減により最低投票ラインは確実に上がっていきます。

行政名称	有権者数		
	18歳以上	投票率換算	地域別集計
1区町内会	82	74	489
2区町内会	77	69	
3区町内会	47	42	
4区農事組合	40	36	
5区町内会	52	47	
天満町内会	80	72	
8区町内会	59	53	
9区町内会	36	32	
10区町内会	41	37	
11区町内会	30	27	
北野東町内会	1,008	806	806
北野西町内会	630	504	504
シンフォニー町内会	564	423	423
13区町内会	39	35	342
14区町内会	78	70	
15町内会	27	24	
第16町内会	71	64	
17区町内会	53	48	
第18町内会	54	49	
瑞穂町内会	58	52	
鷹栖北町内会	571	457	1,028
鷹栖南町内会	518	389	907
ハーモニー町内会	481	361	842
21区町内会	95	86	240
有明町内会	22	20	
第23区町内会	49	44	
共栄町内会	62	56	
25区町内会	38	34	
向日葵町内会	46	41	270
第27町内会	111	100	
北央町内会	65	59	
豊央町内会	42	38	
30区町内会	36	32	
大成町内会	78	70	
共和町内会	22	20	208
34区町内会	53	48	
北斗町内会	57	51	
36区町内会	29	26	
37町内会	25	23	
38区町内会	5	5	
吹上町内会	14	13	
真正町内会	12	11	
知遠別町内会	12	11	
北門町内会	27	24	112
成和町内会	43	39	
北栄町内会	29	26	
北維町内会	25	23	
想定有権者数	5,693	4,671	82.05%

## 参考文献

- ①平成31年3月「町村議会議員の議員報酬等のあり方（最終報告）」  
著：町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会
- ②第65回町村議会実態調査の結果(令和元年7月1日現在) 著：全国町村議会議長会
- ③第65回町村議会実態調査集計表(令和元年7月1日現在) 著：北海道町村議会議長会
- ④2020北海道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査報告書  
著：特定非営利活動法人 公共政策研究所
- ⑤ここまで到達した芽室町議会改革 著：広瀬重雄、西科 純、蘆田千秋、神原 勝

## 「議員定数・報酬」にかかるこれまでの経過

- ①令和2年 7月 2日議員協議会 参考文献による学習会（中間報告素案）
- ②令和2年10月27日議員協議会 議員報酬算定結果の検証、「地域を語ろう会」の開催の是非
- ③令和2年11月 6日議員協議会 議員間協議（中間報告原案に対するワークショップ）
- ④令和2年11月25日議員協議会 議員アンケートの実施
- ⑤令和3年 1月29日議員協議会 今後の検討スケジュールの確認
- ⑥令和3年 3月31日議員協議会 議員間協議（議員アンケート結果による協議）
- ⑦令和3年 4月13日議員協議会 今後の検討スケジュールの確認、議員間協議（中間報告案に対するワークショップ）
- ⑧令和3年 6月 2日議員協議会 議員間協議（中間報告に対するワークショップ）
- ⑨令和3年 6月17日議員協議会 議員間協議（中間報告の確定）
- ⑩議会報、町ホームページによる中間報告の周知
- ⑪中間報告に対するパブリックコメント 8件
- ⑫Online「地域を語ろう会」 参加者0人
- ⑬令和3年11月 9日議員協議会 議員間協議（今後の検討スケジュールの確認、最終報告に対するワークショップ）
- ⑭令和3年11月26日議員協議会 議員間協議（最終報告の確定）
- ⑮令和3年12月13日第四回定例会「議員定数等特別委員会」の設置

※「最終報告」は特別委員会に付託しましたので、今後は特別委員会にて協議します。